

6章

屋外広告物の 表示等の制限

6 | 屋外広告物の表示等の制限

(景観法第8条第2項第4号イ)

6.1 屋外広告物の規制誘導に関する基本的な考え方

(1) 屋外広告物とは

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。(屋外広告物法第2条第1項)

【屋外広告物に該当するものの例】

- | | | |
|--------------------|---------|----------|
| ・ 広告板（屋上、地上、壁面、突出） | ・ 広告塔 | ・ 小型広告版 |
| ・ アーチ | ・ 装飾街路灯 | ・ 店頭装飾 |
| ・ 広告幕 | ・ 立看板 | ・ 広告旗 |
| ・ はり紙 | ・ はり札 | ・ アドバルーン |
| ・ 電柱・街路灯柱利用 | ・ 標識利用 | ・ 車体利用 |
- など

【屋外広告物に該当しないものの例】

- ・ 工場、野球場、遊園地内等で、その構内に入る特定の者のみを対象とするもの
 - ・ 街頭演説等ののぼり旗等一時的で、かつ、設置者の直接的な管理下にあるもの
 - ・ 単に光を発するもの（サーチライト、文字のない単一色の板への照明）
 - ・ 音響広告
- など

(2) 屋外広告物の規制誘導に関する基本的な考え方

良好な都市景観の形成及び風致の維持を図るため、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件の形態意匠は、周囲の建築物等の形態意匠や周辺の景観に十分配慮します。

また、その管理を適正に行い、破損や老朽化等により劣化したものについては、速やかにこれらに対する措置を講じるものとします。

(3) 屋外広告物の事前相談

屋外広告物は景観法上の届出対象行為ではなく、「東京都屋外広告物条例」を基に審査・許可されるものです。しかしながら、板橋区では、良好な景観の維持及び向上を図るため、屋外広告物について、「事前相談制度」を設け、屋外広告物行政との連携を図り、その適正な表示及び掲出に取り組めます。

① 事前相談の対象となる屋外広告物

- 対象行為：屋外広告物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 対象規模：東京都屋外広告物条例にて許可申請が必要となる屋外広告物

② 事前相談の手続き

東京都屋外広告物条例第8条、第15条又は第16条の規定による許可の申請を行う(当該手続を要しない行為である場合にあっては、当該行為に着手しようとする日)以前に、本計画で規定する「6.2 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」への適合状況について、板橋区と事前相談を行うものとします。

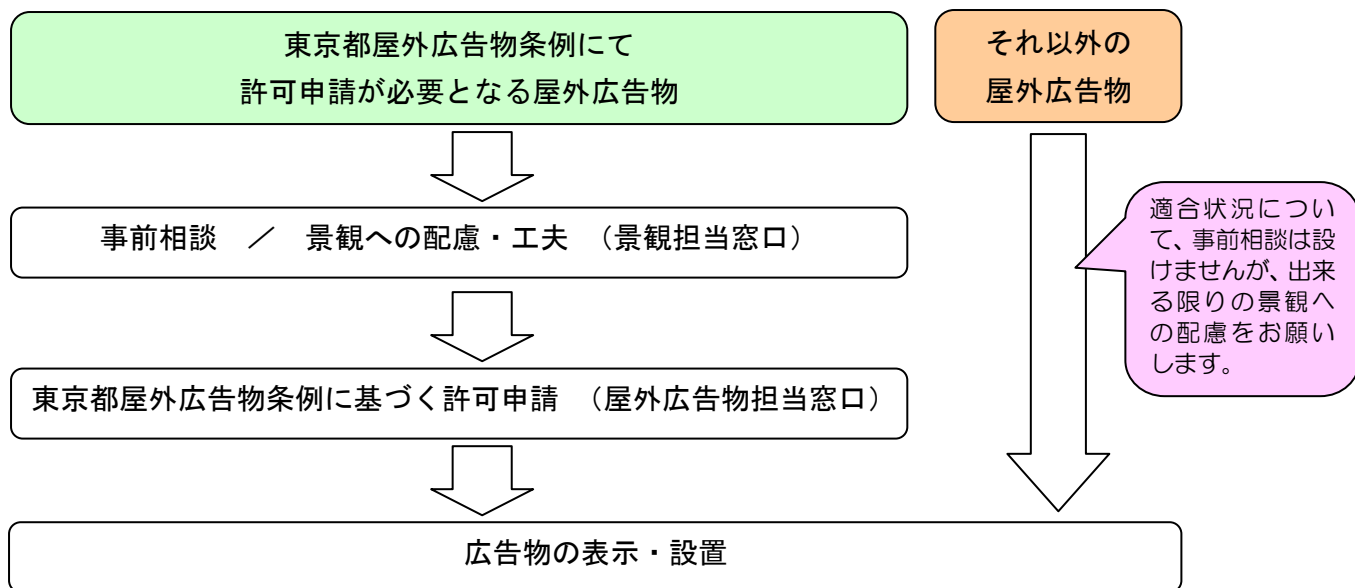


図 6-1 屋外広告物に関する事前相談から表示・設置までの流れ

6.2 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に係る行為の制限に関する事項

屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関しては、東京都屋外広告物条例により規制、誘導を図ります。

加えて、本区的良好な都市景観の形成及び風致の維持を図るため、屋外広告物の表示・掲出に関する配慮事項にも配慮するものとします。

景観計画区域内における屋外広告物の表示・掲出に関する基本方針

- 屋外広告物は、屋外広告物条例に基づく許可が必要なものはもとより、自家用及び公共広告物などを含め、規模、位置、色彩等のデザインなどが、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に寄与するような表示・掲出とする。
- 景観基本軸や大規模な公園・緑地等の周辺では、緑や地形など地域の景観をつくる背景、建築物や並木などの景観構成要素との調和に十分配慮し、屋外広告物を表示・掲出する。
- 歴史的な景観資源の周辺では、歴史的・文化的な面影や雰囲気を残す街並みなどに配慮して、屋外広告物を表示・掲出する。
- 大規模な建築物や高層の建築物における屋外広告物は、景観に対する影響が広範囲に及び場合があることなどから、表示の位置や規模等について、十分配慮する。
- 主要な幹線道路においては、道路修景や地域のまちづくりの機会などを捉えて、屋外広告物の表示に関する地域ルール※を定めるなど、風格のある沿道の景観形成を進めていく。
- 豊かな自然が観光資源となっている地域では、街道沿いやレクリエーションエリア周辺に、景観を阻害する野立て看板等が点在することのないよう、案内広告の集約化を図るとともに、色彩等のデザインを自然環境と調和させる。
- 地域の活性化は、大規模で過剰な広告物の掲出ではなく、美しく落ち着いた景観の形成を始めとする地域の魅力向上が重要であるという視点に立って、地域振興やまちづくりを進めていく。
- 地域特性を踏まえた、統一感のある広告物は、街並みの個性や魅力を高め、観光振興にも効果があることから、広告物の地域ルールを活用した景観形成を積極的に進めていく。

※ 地域ルールとは、東京都屋外広告物条例に基づく制度の通称で、地域の景観特性に応じた広告物に関するルールを、条例の許可基準に反映させることができる制度のこと。具体的には、「東京のしゅれた街並みづくり推進条例における街並み景観ガイドライン」及び「広告協定（広告協定地区）」「誘導指針（広告誘導地区）」「地区計画」などにより、地域特性に合わせたルールを定めることが可能である。

(1) 一般地域内における屋外広告物の表示・掲出に関する配慮事項

区分	配慮事項
配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や河川、公園などの公共空間からの見え方に配慮する。 ・できる限りの集約化と小規模化を図り、圧迫感、威圧感を極力与えないよう、また周辺の景観を阻害しないように配慮する。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物と調和した形態・意匠となるように配慮する。 ・広告物に光源を利用する場合は、過度に点滅する光源（光源の動き、色の变化のあるものを含む）や派手な照明は避けるように配慮する。
素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・高彩度色や蛍光色の使用を避けるなど、周辺景観との調和に配慮する。

(2) 景観形成重点地区における基準

景観形成重点地区における屋外広告物の表示については、東京都屋外広告物条例に定める一般的な基準に加えて、以下に定める基準によるものとします。

① 板橋崖線軸地区

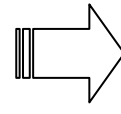
板橋区を横断する豊かな自然地形と緑の景観を保全するため、崖線の周辺において良好な景観を形成し、緑の眺望を保全します。

- 表示等を制限する範囲（規制範囲）：板橋崖線軸地区の全区域を規制範囲とします。
- 屋外広告物の表示等の制限に関する基準：表示等に当たっては、下表に定める基準によるものとします。

〈板橋崖線軸地区における屋外広告物の基準〉

区 分	表示等の制限に関する配慮事項
配 置	<ul style="list-style-type: none">・道路や公園などの公共空間からの見え方に配慮する。・建物の屋上に広告物を表示または設置する場合には、崖線の眺望・見晴らしを阻害しないように配慮する。
規 模	<ul style="list-style-type: none">・崖線稜線部の樹林地（想定 12m程度）を超える高さには、広告物を表示または設置しないように努める。・また、広告物の設置により、広告物を含む建築物・工作物の高さが、崖線稜線部の樹林地（想定 12m程度）を超えないように努める。・できる限りの集約化と小規模化を図り、圧迫感、威圧感を極力与えないよう、また周辺の景観を阻害しないように配慮する。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none">・建築物と調和した形態・意匠となるように配慮する。・広告物に光源を利用する場合は、過度に点滅する光源（光源の動き、色の変化のあるものを含む）や派手な照明は避けるように配慮する。
素材・色彩	<ul style="list-style-type: none">・高彩度色や蛍光色の使用を避けるなど、崖線や周辺景観との調和に配慮した色彩とする。
緑 化	<ul style="list-style-type: none">・独立広告塔など、地面に設置される広告物については、基礎部分をできる限り緑化し、崖線との緑の連続性に配慮する。

東京都屋外広告物条例での位置づけ	掲出可能な屋外広告物の種類※
禁止区域	自家用広告物や公共的目的をもって表示するものなど
許可区域	東京都屋外広告物条例または、同施行規制の許可基準に従うもの



本計画における対応

掲出可能な屋外広告物は、板橋崖線軸地区における屋外広告物の基準（P6-4）に従うものとする

※掲出可能な屋外広告物の種類の詳細については、東京都屋外広告物条例を参照のこと

図 6-2 板橋崖線軸地区における屋外広告物に対する考え方



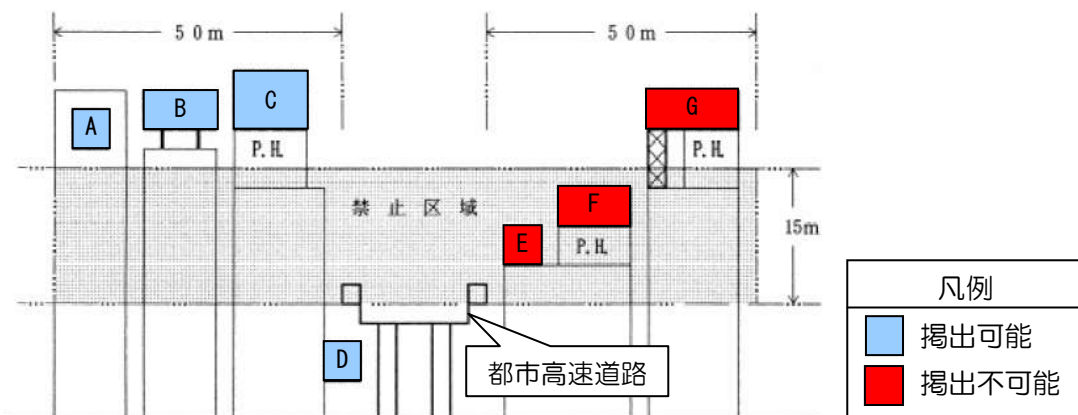
※東京都屋外広告物条例の許可区域は特別区の区域すべてである。

そのうち、本図では、板橋区景観計画の景観形成重点地区（板橋崖線軸地区）内のみについて記載している。

また、許可区域の中でも、学校・病院・官公署等の敷地や墓地・社寺・公園などについては、禁止区域となる。

（いずれも詳細は、東京都屋外広告物条例を参照のこと）

図 6-3 東京都屋外広告物条例上の指定状況



※屋外広告物のしおり（東京都）をもとに作成

図 6-4 東京都屋外広告物条例における都市高速道路沿道の規制

② 石神井川軸地区

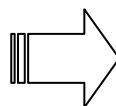
石神井川沿いの桜並木や緑と調和した景観を形成するため、桜並木や緑との連続性に配慮し、水と緑のうらおいある景観を形成します。

- 表示等を制限する範囲（規制範囲）：石神井川軸の区域内全域を規制範囲とします。
- 屋外広告物の表示等の制限に関する基準：表示等に当たっては、下表に定める基準によるものとします。

〈石神井川軸地区における屋外広告物の基準〉

区 分	表示等の制限に関する配慮事項
配 置	<ul style="list-style-type: none"> ・石神井川沿いの歩道や対岸、橋梁などからの見え方に配慮する。 ・建物の屋上に広告物を表示または設置する場合には、石神井川沿いの桜並木から突出しないように配慮する。
規 模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みから突出する大きさとならないように努める。 ・できる限りの集約化と小規模化を図り、圧迫感、威圧感を極力与えないよう、また周辺の景観を阻害しないように配慮する。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物と調和した形態・意匠となるように配慮する。 ・広告物に光源を利用する場合は、過度に点滅する光源（光源の動き、色の変化のあるものを含む）や派手な照明は避けるように配慮する。
素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・高彩度色や蛍光色の使用を避けるなど、石神井川沿いの桜並木や緑との調和に配慮した色彩とする。

東京都屋外広告物条例での位置づけ	掲出可能な屋外広告物の種類※
禁止区域	自家用広告物や公共的目的をもって表示するものなど
許可区域	東京都屋外広告物条例または、同施行規制の許可基準に従うもの



本計画における対応
掲出可能な屋外広告物は、石神井川軸地区における屋外広告物の基準（P6-6）に従うものとする

※掲出可能な屋外広告物の種類の詳細については、東京都屋外広告物条例を参照のこと

図 6-5 石神井川軸地区における屋外広告物に対する考え方



※東京都屋外広告物条例の許可区域は特別区の区域すべてである。

そのうち、本図では、板橋区景観計画の景観形成重点地区（石神井川軸地区）内のみについて記載している。また、許可区域の中でも、学校・病院・官公署等の敷地や墓地・社寺・公園などについては、禁止区域となる。

（いずれも詳細は、東京都屋外広告物条例を参照のこと）

図 6-6 東京都屋外広告物条例上の指定状況

③ 加賀一・二丁目地区

石神井川沿いの桜並木や緑と調和しつつ、医療、文教、研究施設や住宅が立地する職住が近接した地区として、加賀の品格にふさわしい街並みと水と緑のうまいある景観を形成します。

- 表示等を制限する範囲（規制範囲）：加賀一・二丁目地区の区域内全域を規制範囲とします。
- 屋外広告物の表示等の制限に関する基準：表示等に当たっては、下表に定める基準によるものとします。

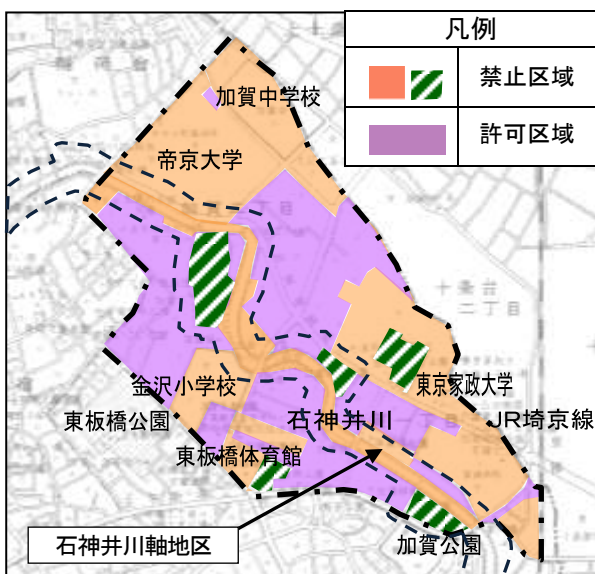
〈加賀一・二丁目地区における屋外広告物の基準〉

区 分	表示等の制限に関する配慮事項
配 置	・道路や公園などの公共空間からの見え方に配慮する。
規 模	・周辺の街並みから突出する大きさとならないように努める。 ・できる限りの集約化と小規模化を図り、圧迫感、威圧感を極力与えないよう、また周辺の景観を阻害しないように配慮する。
形態・意匠	・建築物と調和した形態・意匠となるように配慮する。 ・広告物に光源を利用する場合は、過度に点滅する光源（光源の動き、色の変化のあるものを含む）や派手な照明は避けるように配慮する。
素材・色彩	・高彩度色や蛍光色の使用を避けるなど、石神井川沿いの桜並木や地区内の緑との調和した色彩とする。

東京都屋外広告物条例での位置づけ	掲出可能な屋外広告物の種類※	⇒	本計画における対応	
禁止区域	自家用広告物や公共的目的をもって表示するものなど		⇒	掲出可能な屋外広告物は、加賀一・二丁目地区における屋外広告物の基準（P6-7）に従うものとする
許可区域	東京都屋外広告物条例または、同施行規制の許可基準に従うもの			

※掲出可能な屋外広告物の種類の詳細については、東京都屋外広告物条例を参照のこと

図 6-7 加賀一・二丁目地区における屋外広告物に対する考え方



※本章では、加賀一・二丁目地区内であっても、「石神井川軸地区」内での屋外広告物の設置の際は、「石神井川軸地区」（P6-6）の配慮事項を適用するものとします。

※東京都屋外広告物条例の許可区域は特別区の区域すべてである。そのうち、本図では、板橋区景観計画の景観形成重点地区（加賀一・二丁目地区）内のみについて記載している。また、許可区域の中でも、学校・病院・官公署等の敷地や墓地・社寺・公園などについては、禁止区域となる。さらに、道路、鉄道の路線用地なども禁止区域となっているので、いずれも詳細は、東京都屋外広告物条例を参照のこと。

図 6-8 東京都屋外広告物条例上の指定状況

④ 常盤台一丁目・二丁目地区

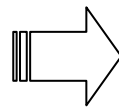
みどりにあふれ閑静な低層住宅地の良好な景観に配慮しつつ、駅前のにぎわいとも調和のとれた常盤台らしい景観を形成します。

- 表示等を制限する範囲（規制範囲）：常盤台一丁目・二丁目地区の区域内全域を規制範囲とします。
- 屋外広告物の表示等の制限に関する基準：表示等に当たっては、下表に定める基準によるものとします。

〈常盤台一丁目・二丁目地区における屋外広告物の基準〉

区 分	表示等の制限に関する配慮事項
配 置	・道路や公園などの公共空間からの見え方に配慮する。
規 模	・周辺の街並みから突出する大きさとならないように努める。 ・できる限りの集約化と小規模化を図り、圧迫感、威圧感を極力与えないよう、また周辺住宅地の景観を阻害しないように配慮する。
形態・意匠	・建築物と調和した形態・意匠となるように配慮する。 ・広告物に光源を利用する場合は、過度に点滅する光源（光源の動き、色の変化のあるものを含む）や派手な照明は避けるように配慮する。
素材・色彩	・高彩度色や蛍光色の使用を避けるなど、地区内の緑との調和した色彩とする。

東京都屋外広告物条例での位置づけ	掲出可能な屋外広告物の種類※
禁止区域	自家用広告物や公共的目的をもって表示するものなど
許可区域	東京都屋外広告物条例または、同施行規制の許可基準に従うもの

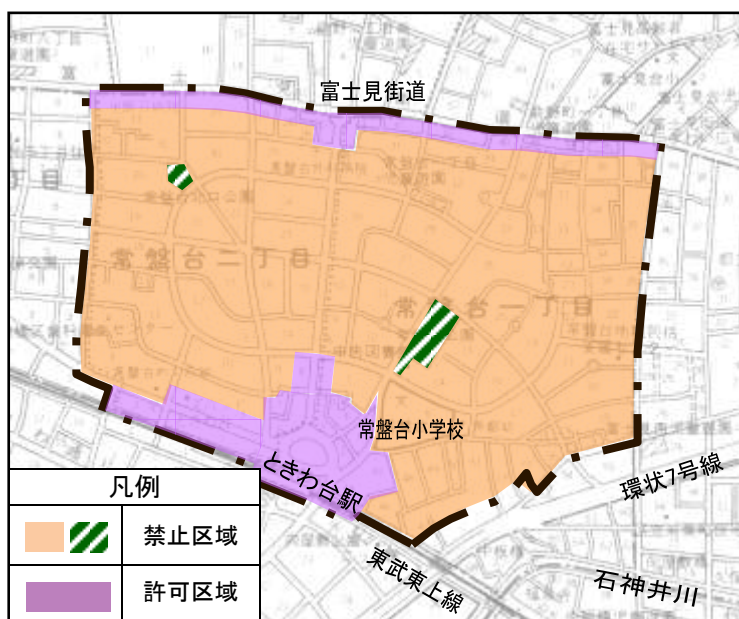


本計画における対応

掲出可能な屋外広告物は、常盤台一丁目・二丁目地区における屋外広告物の基準（P6-8）に従うものとする

※掲出可能な屋外広告物の種類の詳細については、東京都屋外広告物条例を参照のこと

図 6-9 常盤台一丁目・二丁目地区における屋外広告物に対する考え方



※東京都屋外広告物条例の許可区域は特別区の区域すべてである。
そのうち、本図では、板橋区景観計画の景観形成重点地区（常盤台一丁目・二丁目地区）内のみについて記載している。
また、許可区域の中でも、学校・病院・官公署等の敷地や墓地・社寺・公園などについては、禁止区域となる。
さらに、道路、鉄道の路線用地なども禁止区域となっているので、いずれも詳細は、東京都屋外広告物条例を参照のこと。

図 6-10 東京都屋外広告物条例上の指定状況